

「あっせん苦情相談システム」の改修について（提案事項）

2020年2月21日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 新たな金融商品取引業に係るシステム改修について

金融商品取引法の改正により、今後新たな金融商品取引業が開始される予定となっております（具体的には、暗号資産を用いたデリバティブ取引、暗号資産 STO※及び商品関連市場デリバティブ取引に係る業務）。これらの金融商品取引業が開始されることに伴い、当センターではこれらの金融商品取引に係る顧客からの相談及び苦情への対応並びにあっせんでの紛争解決業務を実施することになりますが、これらの新たな金融商品取引に係る相談・苦情・あっせん事案を記録するため、またこれら記録又は件数を出力できるようにするためのシステム改修が必要になります（具体的には、新たな金融商品取引の選択肢の追加、出力帳票の修正等が必要になります）。

※「STO」：Security Token Offering の略

2. システム改修に係る契約の締結（調達）について

当センターでは、昨年「あっせん苦情相談システム」のシステム更改を行ったところであり、当該システム更改についての開発ベンダーは「NCI 総合システム株式会社」を選定いたしました。

今般のシステム改修についても次の理由から同社をシステム開発ベンダーとして選定することとし、システム改修費用の見積りを依頼したところであります。

（理由）

- ① 同社は「あっせん苦情相談システム」の更改を手掛け、計画どおりに開発を完了させた実績があり、信頼性が高いシステム開発ベンダーであると評価できること
- ② 新たな金融商品取引業のうち、「暗号資産関連デリバティブ取引」については早ければ本年5月にも業務が開始される可能性があり、時間的な制約があること

その後、同社からは次頁のとおり概算費用として合計700万円(税抜き)の見積り提示を受けたところであります。

つきましては、同社を開発ベンダーとして契約を締結し、新たな金融商品取引業に係るシステム改修を行うことといたしたいと存じます。

（注）本件は当センターの「調達管理に関する規程」第4条第3項第1号に該当し、同項が適用されるため、内部手続（理事会の承認）が必要とされています。

(概算費用)

	フェーズ	成果物	工数
1	設計・製造・単体テスト	DB設計・画面設計・帳票設計 ・プログラム	4.7 人月
2	結合・総合テスト	テスト計画書、結果報告書	1.7 人月
3	リリース・稼働確認	稼働確認結果報告書	0.2 人月
4	プロジェクト管理		0.4 人月
		合 計	7.0 人月
		金 額	7,000,000 円

(注1) 1人日は50,000円、1人月を20人日として換算し、1人月=1,000,000円

(注2) 上記金額には消費税は含まない。

以 上

(参考条文)

「調達管理に関する規程」(抜粋)

(内部手続)

第4条 担当部署は、行おうとする調達について、原則として、予算編成の手続に則り、調達の総額(1件当たりの年間の支払総額をいう。以下同じ。)の概算値を予算に計上しなければならない。

2 (省略)

3 担当部署は、予算に計上されていない調達の事案について、実際の調達に先立ち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内部手続を行わなければならない。

1 調達の総額が500万円以上の事案

次に掲げるすべての手続

- イ 当該担当部署の部長を通じてセンター長に申請し、了承を得る。
- ロ 理事会の承認(予算の流用又は予備費充当についての承認を含む。)を得る。
- ハ りん議規程に基づく決裁を得る。

2 調達の総額が10万円以上500万円未満の事案

次に掲げるすべての手続

- イ 当該担当部署の部長を通じてセンター長に申請し、了承を得る。
- ロ りん議規程に基づく決裁を得る。

3 調達の総額が10万円未満の事案

りん議規程に基づく決裁を得る。